

令和4年度インターネット販売成長促進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度インターネット販売成長促進事業

2 目的

新型コロナウイルス感染症の影響によりインターネットにおける購入需要が高まっていることから、スキルやノウハウを学ぶセミナーを開催し、新規出店を支援することで、インターネット販売事業への参入促進や事業者の売上増加を図るとともに、事業者同士のネットワークの構築を図り、インターネット販売事業者の持続的な成長を目指す。

3 委託業務の範囲

2の目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

なお、以下の内容を標準とするが、これを踏まえた上で、上記の目的をより効果的に達成するため、取組内容に多少の変更・追加を加えても差し支えないものとする。

(1) 参入促進セミナー

① 委託内容

EC事業への参入促進を図るため、ECやキャッシュレスをめぐる現状等、基礎的な知識及び技術を習得するための初心者向け講義のほか、本事業で実施予定のセミナーや新規出店支援事業等の概要を説明する。

② 実施回数

3回程度

※ オンライン又は県内会場において開催する。

③ 参加人数

合計100名程度

(2) 新規出店支援

① 委託内容

ECモールに新規出店する事業者で基礎セミナーの受講者を対象に、初期登録費用、出店料の一部を支援し、インターネット販売事業参入を促進する。

② 支援対象経費

初期登録費用及び月額出店料（6月間）

※ 事業者の登録に関しては、初期登録費用及び初年度の出店料の一部（6月分）を徴しないこと。

③ 募集対象数

最大20者

(3) 基礎セミナー

① 委託内容

インターネット販売の基礎的なセミナーを開催し、ワークショップやSNSグループによる情報交換等により受講者同士のネットワーク構築を図る。

② 実施回数

全4回程度×1コース

※ オンライン又は県内各会場において開催する。

- ③ 参加人数
新規出店支援者20名

(4) スキルアップセミナー

① 委託内容

セミナーの初回に明確な売上目標を設定し、セミナーで学ぶ内容を踏まえ、自社商品に関する分析や受講者同士の意見交換等のグループワークを通じて、各受講者が他者との差別化戦略や顧客への付加価値づくり、具体的なページづくりなどのプランや販売戦略を構築する内容のセミナーを開催する。

② 実施回数

全5回程度×1コース

※ オンライン又は県内会場において開催する。

③ 参加人数

15名程度

(5) Web物産展

① 委託内容

(3)(4)のセミナー参加者を集めたWeb物産展を開催し、セミナーで習得した知識を実践する機会を設けるほか、デジタルクーポンを付与することで、事業者の売上増加を図る。

(2)の 新規出店支援の対象人数が定員を下回った場合には、新規出店費用の余剰分をWeb物産展の開催運営費用・広告費用等に充当することができる。

② 開催期間

1か月間

③ クーポン率

購入金額に対して最大30%（期間中最大400万円）

(6) セミナー受講者へのフォローアップ

事業効果を高めるため、セミナーを受講した事業者からの相談（販路拡大や経営等に関する内容）を随時受け付け、適切なアドバイスを行ったり、必要に応じて関係機関につなぐなどのフォローアップを行う。

(7) 運営マネジメント

(1)から(6)の内容を運営するために必要な次に掲げる共通業務を実施する。

- ① 事業開催日程調整及び事業実施会場確保、設営、撤収
- ② 受講者（企業等）募集、受講申込受付、管理、連絡調整
- ③ 参入促進セミナー募集チラシ作成・印刷
- ④ 講師確保、日程調整
- ⑤ テキスト等の事前作成・購入、配布
- ⑥ 事業進行及び事業終了後の受講者へのアンケート作成、配布、回収、分析
- ⑦ その他運営する上で必要な業務

4 その他の要件

(1) 企画提案書作成上の留意事項

3の(1)～(5)に掲げる各事業の企画案においては、セミナーの内容及び想定する講師の専門分野や経歴、参加者確保の方法について記載すること。

新規出店支援及びW e b 物産展については、出店サイト名及び選定理由について記載すること。

また、事業全体の実施体制及びスケジュールについて記載すること。

(2) その他

- ① 受託者は、業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ② 委託業務の第三者への再委託は原則として禁止する。ただし、宮崎県知事の書面による承認を受けた場合はこの限りではない。
- ③ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

5 委託業務に係る支払方法及び経費について

(1) 委託料は、3の各事項毎の経費について精算払により支払う。なお、受託者において、精算払により実施するのが困難である場合は、県と協議の上、概算払も可能とする。

(2) 次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。

- ① 施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用
- ② 会議等での食糧費（茶菓代を除く）
- ③ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）

6 委託業務終了後の報告について

業務の成果に関する報告書は、業務終了後、県に1部及び電子データで速やかに提出すること。